

（地方評議會會）常設の委員會以外にの稱を、機算を設け得けること
は、左の理由により必要である。

- (1) 全国大会の決議は、地方の事情に移して實際に遂行する一般方針決定
- (2) 全国大会の決議及びその実行を規定責任に徹底せしめるため（大会の決議に対して、単に少数の常設委員會が遂行の責任を負ふことは不充である）
- (3) 地方評議會の決定及び行動に一般組合員を参加せしめること、組織中の精神あり。

以上の理由に基づき、右の機算を設けたるが、大会の名稱を避けて、且つ人員を縮少し、且つ職分を明示し、
又、開會期を全国大会前とせしめて、全国大会後とし、即ち評議會は地方的決定を待つて、大会に臨む後でなく、大会の決定に即ちついて之を地方的事情の下に適應せしめる意義を明かにして置くのである。

一、労働組合の地方的協議會設置促進の件（本部中）
【決議】 本利主大會は、全国大会の決議に基づき、労働組合の地方的協議會設置促進に即ち努力することを決議す。

【理由】 全国的總聯合の樹立は、当面の急務である。これなくしては、労働組合の階級は、資本の攻撃に對抗することは出来ぬ。これこそは、全国大会の總聯合促進を決議し、即ち以て外なるが、本業日中の大会の決議に即ち、全国地方の各労働團體と協力し、全国的總聯合の成立の段階として、地方的協議會の設置を實現せんとするものである。

【実行方法】

A. 本地方評議會所屬各組合は、所屬を異にする他の労働團體に協議會設置を提唱し、これに協力するを固きこと。

（労働組合の全国的總聯合促進の件）